平成２２年（フ）第２３９号
兵庫県尼崎市食満５丁目23番10号イーストハイム309号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市中山台２丁目18番４号
債務者　溝畑婦沙代
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３１号
兵庫県川西市萩原１丁目４番１号大角方
債務者　岡本　芳子（旧姓大角）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９２号
鳥取県西伯郡南部町池野449番地　越敷野町営住宅３号
債務者　壺井　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９３号
鳥取県西伯郡南部町池野449番地　越敷野町営住宅３号
債務者　壺井佳代子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０６号
広島県尾道市東元町17番14号
債務者　川口　幸信
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
広島県尾道市高須町4784番地８　メゾンすぎはらＢ―103
債務者　藤原　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
愛媛県松山市南吉田町1485番地　空港ハイツ202号
債務者　新家美恵子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３５２号
愛媛県松山市森松町322番地　ロイヤルプリンス21　203号
債務者　好見　芳久
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４４０号
愛媛県伊予郡砥部町宮内583番地
債務者　河野　一弘
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４４８号
愛媛県松山市志津川町58番地７
債務者　濱本三重子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋3466番地１
債務者　下田　由紀
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７２号
福岡県久留米市北野町今山80番地１　アーバンライフ北野205号
債務者　古賀　寛規
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３４３号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1674番地６
債務者　佐熊ナオミ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３４５号
福岡県久留米市櫛原町39番地１
債務者　野中　啓二
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３４７号
福岡県久留米市安武町武島559番地４、前住所福岡県久留米市安武町安武本1517番地５隈ビル４Ｆ
債務者　松田久美子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３４９号
福岡県久留米市城島町内野284番地１有限会社ベストライフ社宅111号
債務者　澁田ちえみ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２６６号
宮崎市大塚台東２丁目19番地１、前住所宮崎市大塚町大迫北平4098番地10
債務者　木原　篤子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
宮崎地方裁判所破産係